

第3章 職員の給与

職員の給与は、国公法上、法律に基づき定められることとされ（給与法定主義）、社会一般の情勢に適応するよう国会により随時変更でき、その変更に関して人事院は勧告を怠ってはならないとされている。このため、人事院は、俸給表が適当であるかどうかについて、毎年少なくとも1回、国会及び内閣に同時に報告しなければならないとされており、その際、給与を決定する諸条件の変化に応じて適当な勧告をする義務を負っている（情勢適応の原則）。給与法においても、職員の給与額を研究して適当と認める改定等を国会及び内閣に同時に勧告することが定められている。

また、人事院は、給与制度の実施の責めに任じることとされており、その公正妥当な運用を確保するため、所要の規則の制定、給与支払いの監理等を行っている。

第1節 給与等に関する勧告と報告

1 給与勧告制度の仕組み

(1) 給与勧告制度の意義と役割

国公法第28条は、国家公務員の給与について、国会により社会一般の情勢に適応するように随時変更することができるとしており、人事院には、その変更に関して勧告をすることを怠ってはならないとするともに、国会及び内閣に対し、毎年、少なくとも1回、俸給表が適当であるかどうかについて報告を行う責務を課している。

国家公務員は、その地位の特殊性及び職務の公共性に鑑み、憲法で保障された労働基本権が制約されており、人事院の給与勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。給与勧告においては、従来より、給与水準の改定のみならず、俸給制度及び諸手当制度の見直しも行っている。

また、国公法第3条は職員の利益の保護を人事院の基本的役割としており、勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、職務に精励している国家公務員の士気の向上、公務における人材の確保や労使関係の安定にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっている。

(2) 民間準拠による給与水準の改定

人事院の給与勧告は、国家公務員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであり、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させること（民間準拠）を基本としている。民間準拠を基本とするのは、国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給することが必要とされる中で、公務においては、民間企業と異なり、市場の抑制力という給与決定上の制約が存しないこと等から、その給与水準は、その時々を経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的であると考えられることによる。

国家公務員の給与と民間企業従業員の給与との比較においては、主な給与決定要素を同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、精密に比較を行っている。また、「職種別民間給与実態調査」は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を調査

対象として実施し、これらの事業所の民間企業従業員の給与との比較を行っている。このような比較方法及び調査対象としている理由は、以下のとおりである。

ア 同種・同等比較

給与は、一般的に、職種を始め、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の要素に応じてその水準が定まっていることから、これらの要素が異なれば、給与水準も異なることとなる。したがって、公務と民間企業の給与を比較する場合、両者の給与の単純な平均値で比較することは適当でなく、給与決定要素を合わせて比較（同種・同等比較）することが適当である。

人事院が行っている民間給与との比較は、一般の行政事務を行っている国家公務員（行政職俸給表（一）適用職員）とこれに類似すると認められる事務・技術関係職種の民間企業従業員をその対象とした上で、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、国家公務員の人員数のウェイトを用いて比較（ラスパイレス方式）を行っている。すなわち、個々の国家公務員に、役職段階など主な給与決定要素が同一である民間企業従業員の給与額を支給したと仮定して算出される公務全体の給与支給総額と、現に国家公務員に支給している給与支給総額との比較を行っている。

具体的な比較に当たっては、それぞれの給与決定要素を一定の区分に細分化し、各給与決定要素から一区分ずつを取り出して作成した組合せ（例えば、役職段階が係員、勤務地域が地域手当1級地（東京都特別区）、学歴が大学卒、年齢が24歳・25歳）ごとの国家公務員の平均給与額と、これと条件を同じくする民間企業従業員の平均給与額を用いることとしている。

イ 調査対象

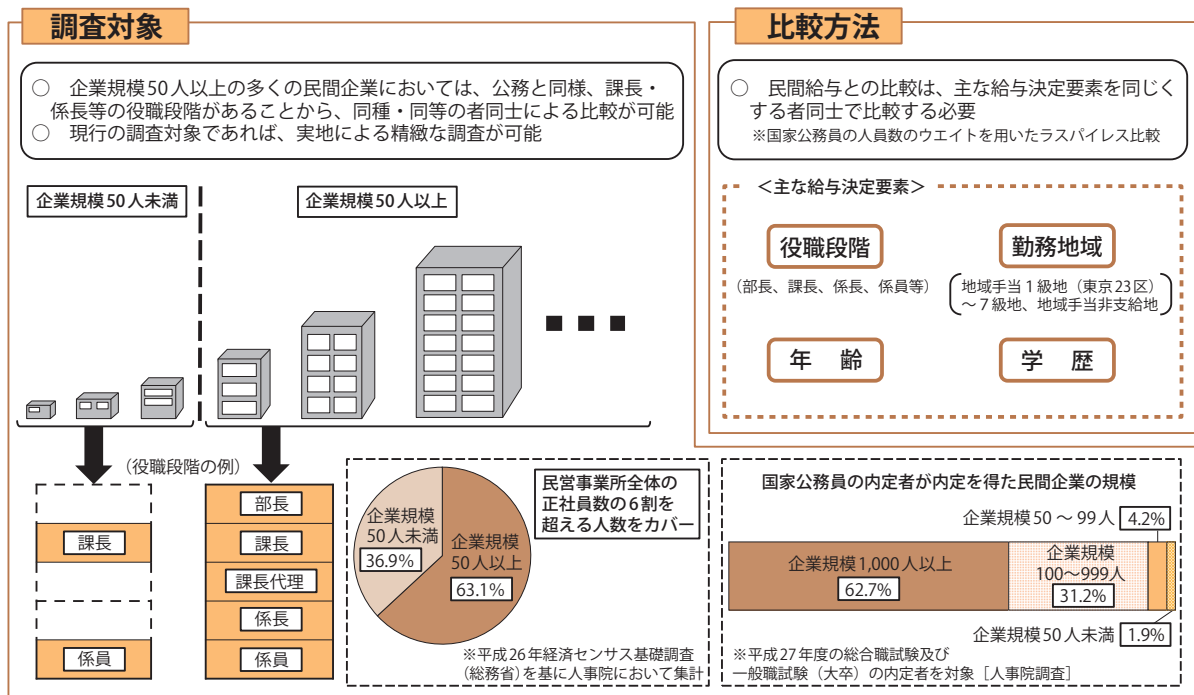
国家公務員との給与比較の対象となる民間企業従業員については、現行の調査対象企業規模より小さい規模の企業の従業員も対象にすべきとの議論がある一方、国の公務の規模等の観点から、規模が大きい企業の従業員のみと比較すべきとの議論もある。また、国の行政がその課題に的確に対応していくためには、民間企業等との人材確保における競争がある中で、有為な人材を計画的かつ安定的に確保・維持する必要がある、そのような観点を踏まえた適正な給与水準の確保の重要性についての指摘もある。

調査対象企業規模については、民間企業従業員の給与をより広く把握し国家公務員の給与に反映させる観点から、平成18年にそれまでの100人以上から50人以上に引き下げた。企業規模50人以上の多くの民間企業においては、公務と同様、部長、課長、係長等の役職段階を有しており、公務と同種・同等の者同士による給与比較が可能であることに加え、現行の調査対象となる事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持することができる。事業所規模50人未満の事業所については調査対象としていないが、これは、事業所規模50人未満の事業所を調査対象とすると、事業所数が増加してこれまでのような実地調査を行うことができなくなり、調査の精確性を維持することができなくなることに加え、同一企業においては、一般的に、当該企業に勤務する従業員の給与について、当該従業員が勤務する事業所の規模による差を設けていないと考えられることによる。

なお、企業規模50人以上の民営事業所の正社員数は、民営事業所全体の正社員数の63.1%となっている（「平成26年経済センサス基礎調査」（総務省）を基に人事院において集計）。また、国家公務員採用試験（平成27年度の総合職試験及び一般職試験（大卒程度））の内定者を対象としたアンケート調査（人事院において実施）によると、他に内定を得た民間企業の規模は、従業員50人以上の企業が大多数を占めている。（図3-1）

「職種別民間給与実態調査」の具体的な方法については、民間企業従業員の給与をより広く把握し国家公務員の給与に反映させるため、産業構造や組織形態等の変化も踏まえつつ、必要な見直しを行ってきている。具体的には、平成18年に前述のとおり調査対象企業規模をそれまでの100人以上から50人以上に引き下げるとともに、比較対象従業員の範囲をスタッフ職に拡大したほか、平成25年に調査対象産業を全ての産業に拡大し、平成26年に比較対象従業員に中間職（職責が部長と課長の間に位置付けられる従業員等）を追加するなどの見直しを行っている。

図3-1 民間給与との比較



(3) 民間給与との比較

〔月例給の比較〕

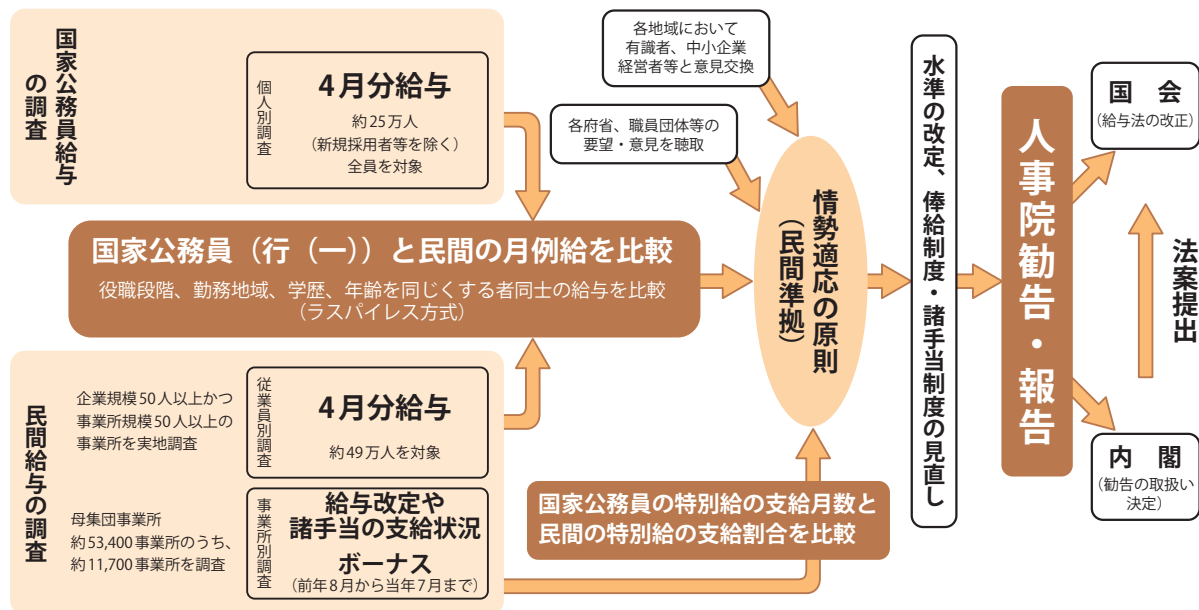
毎年、「国家公務員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」を実施して公務と民間の4月分の給与を精確に把握し、前記のラスパイレース方式により精密に比較を行い、公務員と民間企業従業員の給与水準を均衡させること（民間準拠）を基本に勧告を行っている（図3-2）。

〔特別給の比較〕

特別給については、「職種別民間給与実態調査」により、前年8月から当年7月までの直近1年間の民間の特別給（ボーナス）の支給実績を精確に把握し、これに公務員の特別給

(期末手当及び勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っている。(図3-2)

図3-2 給与勧告の手順



2 平成28年の報告と勧告

平成28年8月8日、人事院は国会及び内閣に対して、一般職の職員の給与について報告及び勧告を行った。その内容は第1部第1章に掲げるとおりである。

3 公務員給与の実態調査

民間給与との比較のための基礎となる国家公務員の給与の状況を把握するため、毎年、各府省の協力を得て「国家公務員給与等実態調査」を実施している。

調査の概要は次のとおりである。

調査の対象：1月15日現在に在職する給与法、任期付研究員法、任期付職員法の適用を受ける職員（休職者、派遣職員（専ら派遣先の業務に従事する職員に限る。）、在外公館勤務者等を除く。）

調査項目：俸給、諸手当の受給状況、年齢、学歴、採用試験の種類等

調査の集計：4月1日における給与等の状況を集計

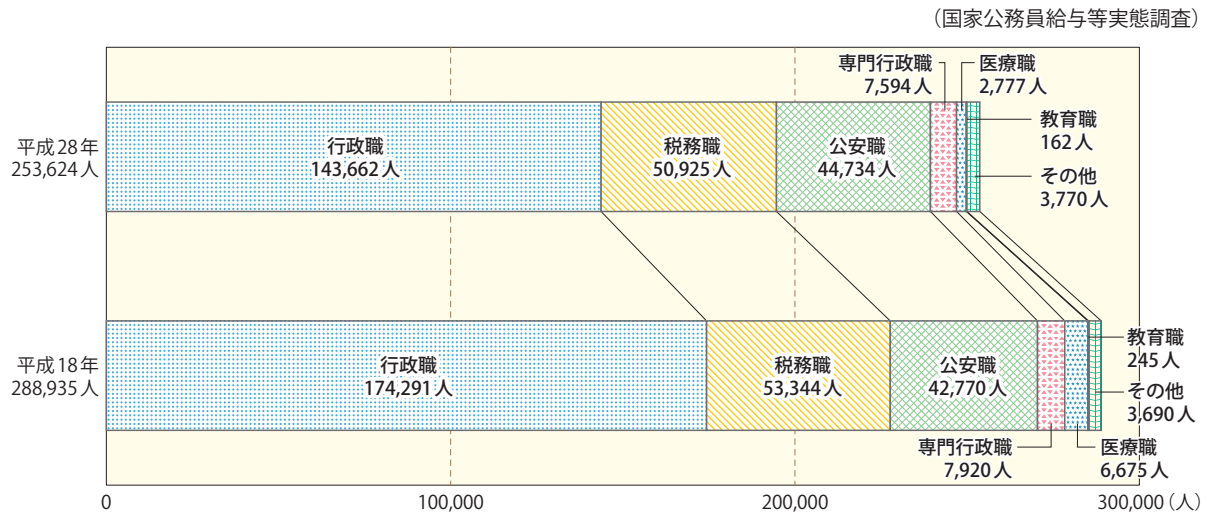
平成28年国家公務員給与等実態調査結果の概要は、次のとおりである。

(1) 職員の構成

国家公務員の人数は、引き続き定員抑制措置などにより年々減少傾向にあり、10年前の平成18年と比べると約3万5千人減少している（図3-3）。

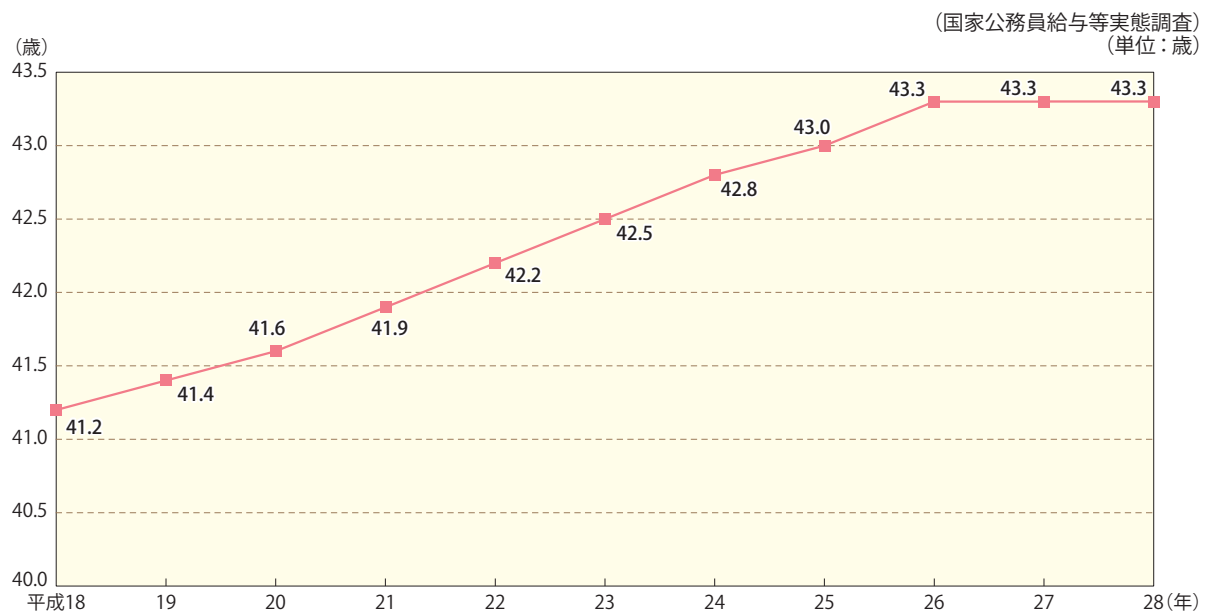
また、全職員の平均年齢は43.3歳であり、平成26年以降横ばいとなっている（図3-4）（資料3-1～3-3）。

図3-3 職種別職員数



- (注) 1 職員数は、給与法、任期付研究員法及び任期付職員法が適用される4月1日現在の在職者（新規採用者、再任用職員、退職者、派遣職員（専ら派遣先の業務に従事する職員に限る。）、在外公館勤務者等は含まない。）である（以下図3-4、表3-1及び表3-2において同じ）。
- 2 行政職のうち、行政職俸給表（一）適用の在職者は、平成28年が140,786人（55.5%）、平成18年が168,722人（58.4%）である。

図3-4 平均年齢の推移



(2) 職員の給与

平成28年4月1日における平均給与月額及び諸手当の受給状況は、表3-1及び表3-2のとおりである（資料3-2）。

表3-1 給与種目別平均給与月額

(平成28年国家公務員給与等実態調査)

給与種目	全職員	行政職俸給表（一）適用職員
俸給	341,323円	331,816円
地域手当等	40,909円	41,583円
俸給の特別調整額	11,657円	12,316円
扶養手当	11,409円	11,387円
住居手当	5,058円	5,471円
その他	7,038円	8,411円
合計	417,394円	410,984円

(注)「その他」は、本府省業務調整手当、単身赴任手当（基礎額）、寒冷地手当、特勤勤務手当等であり、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当等の実費弁償又は実績給である給与は含まない。

表3-2 主な手当の受給者数、受給者割合及び受給者平均手当月額

(平成28年国家公務員給与等実態調査)

給与種目	受給者数	受給者割合	受給者平均手当月額
通勤手当	206,383人	81.4%	14,395円
地域手当	202,745人	79.9%	48,817円
扶養手当	139,779人	55.1%	20,702円
住居手当	50,575人	19.9%	25,363円
俸給の特別調整額	42,960人	16.9%	68,822円
広域異動手当	30,140人	11.9%	15,858円
寒冷地手当	27,780人	11.0%	7,042円
単身赴任手当	20,597人	8.1%	45,599円

4 民間給与の実態調査

公務員給与を適切に決定するための基礎資料を得ることを目的として、毎年、都道府県、政令指定都市等の人事委員会と共同で「職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似の仕事をしている民間事業所の従業員について、その給与の実態を把握している。

(1) 平成28年調査の概要

ア 調査対象事業所

企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の全国（熊本県を除く。）の民間事業所53,426事業所

イ 調査事業所

調査対象事業所を都道府県、政令指定都市等別に組織、規模、産業により895層に層化し、これらの層から無作為に抽出した11,711事業所

ウ 調査方法・内容

平成28年5月1日から同年6月17日までの間において、都道府県（熊本県を除く。）、政令指定都市（熊本市を除く。）等人事委員会と共同により、同年4月分として支払われた給与月額等について直接事業所に赴き実地調査を実施

エ 集計の方法

総計や平均値の算出に関しては、事業所と従業員の抽出率の逆数を乗じて母集団に復元した形で行い、特定の地域、規模、産業に偏った結果が出ることのないように配

慮

(2) 平成28年調査結果の概要

ア 調査完了事業所

10,170事業所（調査完了率87.7%）（資料3－4）

イ 調査実人員

公務と類似の職務と考えられる76職種（うち、初任給関係18職種）に従事する常勤の従業員494,805人（うち、初任給関係33,384人）

なお、初任給関係職種以外の調査の対象となる従業員の推定数は3,844,248人

ウ 初任給、職種別給与及び給与改定等の状況

資料3－5から資料3－7のとおり

第2節 給与法の実施等

1 行政組織の新設等に伴う規則改正

行政組織の新設・改廃、官職の新設等に伴い、公安職俸給表(二)等の適用範囲の変更を行うため規則9－2（俸給表の適用範囲）の一部を改正したほか、規則9－6（俸給の調整額）、規則9－17（俸給の特別調整額）等の一部を逐次改正した。

2 級別定数の設定・改定等

(1) 級別定数の設定・改定等に関する意見の申出等

職員の給与は、その職務と責任等に応じて決められる俸給表及び職務の級に基づいて支給され、職員の職務の級は級別定数の枠内で決定することとされている。級別定数は、府省ごとに、職員の職務をその複雑、困難及び責任の度に応じて各俸給表の職務の級別に分類し、その職務の級ごとの適用職員数（枠）を、会計別、組織別及び職名別に定めたものであり、各府省において、適正・妥当な職務の級の決定が行われるよう、給与格付の統一性、公正性を確保する役割を担っている。具体的には、各俸給表の職務の級ごとに定められた標準的な職務を基準とし、職員の担当する職務の困難度や責任の程度等を踏まえ、当該職務の遂行に必要な資格、能力や経験等の内容も考慮して級別定数が設定される。

級別定数の設定・改定及び指定職俸給表の号俸の決定は、組織管理の側面を持つことから内閣総理大臣の所掌に属するものとされているが、級別定数等は、職員の給与決定の基礎となる勤務条件であり、その設定・改定に当たって、労働基本権制約の代償機能が十分に確保される必要があることから、「内閣総理大臣は、職員の適正な勤務条件の確保の観点からする人事院の意見については、十分に尊重するもの」と給与法で定められている。この人事院の意見は、憲法上保障された労働基本権制約の代償機能として、職員の適正な勤務条件を確保する観点から内閣総理大臣に提出するものであり、国会及び内閣に対し、その完全実施を要請している人事院勧告と同様の性格を有するものである。

級別定数等については、行政需要の増大や行政の複雑・多様化等に伴う業務の変化に対応し、能率的な行政運営を推進するとともに、適正かつ安定した人事運用を確保するため、毎年、所要の見直しを行ってきている。平成28年度においても、平成28年8月末の各府省要求に始まる予算編成過程において、人事院は労使双方の意見を聴取して級別定数

の設定・改定等に関する案を作成し、予算概算閣議決定前の平成28年12月21日に意見として内閣総理大臣に提出した。人事院の意見を反映した平成29年度予算の成立を視野に、人事院は各府省における級別定数の運用に必要な事項等を加えた平成29年度級別定数等に係る意見を平成29年3月28日に内閣総理大臣に提出し、内閣総理大臣は人事院の意見どおり級別定数の設定・改定等を行った。

意見の作成に当たって、人事院は、公務組織の円滑な運営及び職員の士気の維持・高揚を図る必要性並びに職員構成の変化による世代間の大きな不公平や府省間の著しい不均衡が生じないこと等に配慮しつつ、職務・職責の内容・程度、職務の遂行に必要な資格、能力や経験等の内容に応じた適切な給与上の評価を行うとともに、必要性の薄くなった定数については積極的に回収を進めるなど、各府省の実情を踏まえたものとしている。

このほか、平成28年度の年度途中において政府が行った機構の新設及び定員の増減等に対応して、人事院は、級別定数の設定及び指定職の号俸の決定に関する9件の意見の申出を行った。人事院の意見の申出を受けて、内閣総理大臣は、いずれも意見の申出どおり級別定数の設定等を行った。

(2) 職務の級の決定等の審査

職員の採用、昇格、昇給に当たっての給与決定については、規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）等に定める基準に従い、各府省において決定できることとしている。ただし、本府省の企画官等の標準的な職務の級である行政職俸給表（一）7級以上の上位級への決定において基準どおりでない例外的な給与決定に係る案件や、民間における特に有用な知識・経験を有する者の初任給決定における特例的な決定を行う案件等については、人事院への協議を必要としている。このため、人事院は各府省からの個別の協議に応じ、審査を行った。

3 独立行政法人等の給与水準の公表

総務大臣が定める給与水準公表のガイドライン等に基づき、独立行政法人、国立大学法人、特殊法人及び認可法人等の給与水準が公表されている。人事院は、これら法人（平成28年度202法人）による給与水準の公表に当たり、各法人と国家公務員との給与の比較指標等を作成、提供するなど、専門機関として必要な協力を行った。

第3章 補足資料

資料3-1 俸給表の適用範囲

俸給表の種類	適用を受ける職員の範囲
行政職俸給表（一）	他の俸給表の適用を受けない全ての職員（ただし、非常勤職員を除く。）
行政職俸給表（二）	機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるもの
専門行政職俸給表	植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるもの
税務職俸給表	国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めるもの
公安職俸給表（一）	警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるもの
公安職俸給表（二）	検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるもの
海事職俸給表（一）	遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他の人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるもの
海事職俸給表（二）	船舶に乗り組む職員（海事職俸給表（一）の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるもの
教育職俸給表（一）	大学に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、学生の教育、学生の研究の指導及び研究に係る業務に従事する職員その他の職員で人事院規則で定めるもの
教育職俸給表（二）	高等専門学校に準ずる教育施設で人事院の指定するものに勤務し、職業に必要な技術の教授を行う職員その他の職員で人事院規則で定めるもの
研究職俸給表	試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるもの
医療職俸給表（一）	病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるもの
医療職俸給表（二）	病院、療養所、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事院規則で定めるもの
医療職俸給表（三）	病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事院規則で定めるもの
福祉職俸給表	障害者支援施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるもの
専門スタッフ職俸給表	行政の特定の分野における高度の専門的な知識経験に基づく調査、研究、情報の分析等を行うことにより、政策の企画及び立案等を支援する業務に従事する職員で人事院規則で定めるもの
指定職俸給表	事務次官、外局の長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるもの
特定任期付職員俸給表	任期付職員法の規定により任期を定めて採用された職員のうち、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員（特定任期付職員）
任期付研究員俸給表	任期付研究員法の規定により任期を定めて採用された職員

第1編

第3部

平成28年度業務状況

資料3-2 俸給表別職員数、平均年齢、平均経験年数及び平均給与月額

(平成28年国家公務員給与等実態調査)

俸給表	職員数	平均年齢	平均経験年数	平均給与月額	俸給	地域手当等	俸給の特別調整額	扶養手当	住居手当	その他
	人	歳	年	円	円	円	円	円	円	円
全俸給表	253,624	43.3	21.7	417,394	341,323	40,909	11,657	11,409	5,058	7,038
行政職俸給表（一）	140,786	43.6	22.0	410,984	331,816	41,583	12,316	11,387	5,471	8,411
行政職俸給表（二）	2,876	50.4	29.8	329,358	287,447	25,136		11,400	3,787	1,588
専門行政職俸給表	7,594	42.0	19.7	442,036	349,008	51,251	12,591	10,867	7,998	10,321
税務職俸給表	50,925	43.3	22.2	442,569	366,926	44,380	13,604	10,904	4,380	2,375
公安職俸給表（一）	22,082	41.3	20.0	371,411	315,764	29,288	5,686	13,313	2,614	4,746
公安職俸給表（二）	22,652	41.1	19.5	406,808	341,550	31,316	9,336	12,002	5,741	6,863
海事職俸給表（一）	178	45.2	23.6	469,676	375,561	52,342	13,761	16,646	4,726	6,640
海事職俸給表（二）	295	41.9	23.0	385,710	316,451	43,862		13,451	5,220	6,726
教育職俸給表（一）	80	45.9	21.8	471,916	425,810	19,154	5,077	16,063	5,063	749
教育職俸給表（二）	82	48.5	24.2	459,780	397,117	37,532	3,154	11,835	6,289	3,853
研究職俸給表	1,419	45.9	22.5	557,131	400,779	76,154	55,851	11,633	7,439	5,275
医療職俸給表（一）	532	51.1	24.3	836,386	496,997	87,427	22,699	12,576	5,590	211,097
医療職俸給表（二）	458	45.5	20.4	352,319	308,263	22,738	1,395	8,920	5,906	5,097
医療職俸給表（三）	1,787	46.9	21.7	346,820	314,264	17,082	607	7,125	4,893	2,849
福祉職俸給表	243	42.4	18.5	379,832	330,211	27,379	4,171	10,041	5,541	2,489
専門スタッフ職俸給表	198	55.3	32.2	598,047	486,969	95,460		12,672	2,182	764
指定職俸給表	898	56.5	33.1	1,030,184	861,354	163,055				5,775
特定任期付職員俸給表	456	42.8		618,949	521,985	96,461				503
第一号任期付研究員俸給表	21	41.3		478,943	408,952	69,991				
第二号任期付研究員俸給表	62	33.5		393,739	335,371	58,368				

- (注) 1 職員数は、給与法、任期付研究員法及び任期付職員法が適用される4月1日現在の在職者（新規採用者、再任用職員、休職者、派遣職員（専ら派遣先の業務に従事する職員に限る。）、在外公館勤務者等は含まない。）である。
- 2 「全俸給表」の「平均経験年数」には、特定任期付職員及び任期付研究員は含まれていない。
- 3 「俸給」には、俸給の調整額、平成27年切替えに伴う経過措置額及び差額基本手当を含む。
- 4 「地域手当等」には、異動保障による地域手当及び広域異動手当を含む。
- 5 「その他」は、本府省業務調整手当、単身赴任手当（基礎額）、寒冷地手当、特勤勤務手当等である。

資料3-3 俸給表別、最終学歴別及び性別人員構成比

(平成28年国家公務員給与等実態調査)
(単位：％)

区分 俸給表	計	学歴別人員構成比					性別人員構成比	
		大学卒	うち 大学院修了	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
全俸給表	100.0	52.0	5.7	13.7	34.1	0.2	82.8	17.2
行政職俸給表（一）	100.0	55.8	6.5	12.7	31.5	0.0	82.6	17.4
行政職俸給表（二）	100.0	6.9	—	10.4	75.7	7.0	76.1	23.9
専門行政職俸給表	100.0	59.2	24.2	29.3	11.4	0.0	81.0	19.0
税務職俸給表	100.0	45.3	1.4	3.9	50.8	0.0	80.9	19.1
公安職俸給表（一）	100.0	52.6	1.7	8.8	38.5	0.1	90.9	9.1
公安職俸給表（二）	100.0	43.5	2.6	37.1	18.9	0.5	87.1	12.9
海事職俸給表（一）	100.0	32.6	—	34.8	28.1	4.5	100.0	—
海事職俸給表（二）	100.0	2.4	—	23.7	65.1	8.8	99.3	0.7
教育職俸給表（一）	100.0	95.0	55.0	5.0	—	—	92.5	7.5
教育職俸給表（二）	100.0	67.1	12.2	30.5	2.4	—	72.0	28.0
研究職俸給表	100.0	97.7	77.2	0.8	1.5	—	82.2	17.8
医療職俸給表（一）	100.0	100.0	28.8	—	—	—	77.1	22.9
医療職俸給表（二）	100.0	48.9	3.7	48.7	2.4	—	58.1	41.9
医療職俸給表（三）	100.0	4.8	0.5	88.5	6.7	—	17.2	82.8
福祉職俸給表	100.0	80.2	5.8	14.4	4.9	0.4	59.7	40.3
専門スタッフ職俸給表	100.0	89.9	22.7	1.5	8.6	—	94.4	5.6
指定職俸給表	100.0	98.7	11.7	0.4	0.9	—	96.9	3.1
特定任期付職員俸給表	100.0	96.5	40.8	2.4	1.1	—	83.6	16.4
第一号任期付研究員俸給表	100.0	100.0	95.2	—	—	—	47.6	52.4
第二号任期付研究員俸給表	100.0	100.0	96.8	—	—	—	77.4	22.6

(注) 1 「大学卒」には修士課程及び博士課程修了者を、「短大卒」には高等専門学校卒業者を含む。
2 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が計と一致しない場合がある。

資料3-4 平成28年職種別民間給与実態調査の産業別、企業規模別調査事業所数

(単位：所)

産業	企業規模	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産業計		10,170	1,538	1,236	1,241	4,333	1,822
農業、林業、漁業		19	0	0	1	8	10
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業		701	108	95	96	234	168
製造業		4,407	511	561	566	1,940	829
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業		1,810	438	194	194	662	322
卸売業、小売業		882	144	113	127	384	114
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業		491	177	89	47	148	30
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業		1,860	160	184	210	957	349

(注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が111所、調査不能の事業所が1,430所あった。
2 調査対象事業所11,711所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所111所を除いた11,600所に占める調査完了事業所10,170所の割合（調査完了率）は、87.7%である。
3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

資料3-5 民間の職種別、学歴別、企業規模別初任給

(平成28年職種別民間給与実態調査)
(単位：円)

職種		学歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
事務・技術関係	新卒事務員	大学院修士課程修了	222,188	227,952	213,748	* 199,448
		大学卒	197,294	200,417	194,846	193,476
		短大卒	169,564	173,185	166,163	169,644
		高校卒	158,199	160,209	157,065	156,386
	新卒技術者	大学院修士課程修了	223,355	228,897	216,407	209,277
		大学卒	201,932	206,404	199,574	198,027
		短大卒	181,462	182,658	180,989	178,743
		高校卒	163,572	164,368	162,644	164,589
	新卒事務員・技術者計	大学院修士課程修了	222,936	228,544	215,467	207,094
		大学卒	198,898	202,196	196,670	195,171
		短大卒	175,447	177,976	173,092	174,703
		高校卒	160,955	162,297	159,986	160,548
その他	新卒船員	海上技術学校卒	* 235,879	—	* 235,879	—
	新卒大学助教	大学卒	x	—	x	—
	新卒高等学校教諭	大学卒	206,069	* 214,139	203,602	—
	新卒研究員	大学卒	211,706	227,609	200,099	* 185,369
	新卒研究補助員	短大卒	* 184,545	* 190,323	* 174,660	—
		高校卒	162,990	* 164,757	* 156,467	x
	準新卒医師	大学卒	391,011	359,530	* 504,793	—
	準新卒薬剤師	大学卒	225,244	225,364	227,026	x
	準新卒診療放射線技師	養成所卒	196,187	* 191,359	201,725	—
	新卒栄養士	短大卒	* 170,714	* 171,062	* 170,202	—
	準新卒看護師	養成所卒	211,346	212,673	209,320	* 226,400
	準新卒准看護師	養成所卒	182,289	* 181,299	182,720	—

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 「準新卒」とは、平成27年度中に資格免許を取得し、平成28年4月までの間に採用された者をいう。なお、医師については、平成25年3月大学卒業後、平成25年度中に免許を取得し、2年間の臨床研修を修了した後、平成28年4月までの間に採用された者に限っている。
- 3 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 4 「*」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

資料3-6

民間の職種別従業員数、平均年齢及び平均支給額

(平成28年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査 実人員	調査人員 (復元後)	平均 年齢	平成28年4月分平均支給額				備考
				きま って 支給 する 給与 (A)	うち時間 外手当 (B)	(A－B)	うち 通勤手当	
支 店 長	人 721	人 3,583	歳 52.4	円 787,399	円 1,525	円 785,874	円 13,253	構成員50人以上の支店（社）の長 （取締役兼任者を除く。）
事 務 部 長	14,354	96,132	52.4	694,693	2,369	692,324	15,224	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認めら れる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）
事 務 部 次 長	5,904	41,816	50.7	662,646	10,980	651,666	16,076	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認めら れる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）
事 務 課 長	28,413	198,978	48.5	587,283	9,136	578,147	15,494	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認めら れる課の長及び課長級専門職
事務課長代理	10,081	63,479	46.1	544,242	45,050	499,192	14,908	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有す る者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認めら れる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）
事 務 係 長	28,928	191,731	44.2	461,962	53,598	408,364	14,312	係の長及び係長級専門職
事 務 主 任	25,040	167,586	40.5	411,784	60,760	351,024	13,799	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、 課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資 格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）
事 務 係 員	117,087	916,941	35.8	329,108	41,830	287,278	13,533	
工 場 長	528	2,196	53.2	711,636	1,451	710,185	9,442	構成員50人以上の工場の長 （取締役兼任者を除く。）
技 術 部 長	9,572	59,016	52.1	705,443	3,446	701,997	16,534	事務部長に同じ。
技 術 部 次 長	3,515	18,881	51.0	615,385	6,106	609,279	12,336	事務部次長に同じ。
技 術 課 長	24,863	163,778	48.6	576,638	8,278	568,360	12,130	事務課長に同じ。
技術課長代理	7,673	55,255	44.7	510,381	37,452	472,929	10,656	事務課長代理に同じ。
技 術 係 長	24,459	191,930	43.2	517,376	91,033	426,343	21,593	事務係長に同じ。
技 術 主 任	23,312	173,491	41.0	451,962	79,749	372,213	14,821	事務主任に同じ。
技 術 係 員	85,088	762,786	34.7	358,134	65,836	292,298	10,078	
電 話 交 換 手	57	331	48.6	293,665	16,845	276,820	8,128	見習、外国語の電話交換手を除く。
自家用乗用自動車運転手	289	1,162	53.4	372,837	67,071	305,766	7,702	業務委託契約等に基づき、他の事業所 において業務に従事している者を除く。
守 衛	705	4,542	44.9	338,397	75,292	263,105	7,819	
用 務 員	438	4,190	44.7	318,824	23,142	295,682	11,938	

- (注) 1 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。
- 2 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいう。
- 3 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。

第1編

第3部

平成28年度業務状況

資料3-7 民間の給与改定等の状況

(平成28年職種別民間給与実態調査)

(単位：％)

1 本年のベース改定の状況

役職段階	項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの慣行なし
係 員		26.6 (30.3)	9.0 (7.1)	0.2 (0.2)	64.2 (62.4)
課 長 級		22.2 (25.2)	9.6 (8.1)	0.1 (0.3)	68.1 (66.4)

(注) 1 ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

2 () 内は、平成27年調査の結果である(以下同じ)。

2 本年の定期昇給の実施状況

(単位：％)

役職段階	項目	定期昇給制度 あり	定期昇給実施				定期昇給中止	定期昇給制度 なし
			定期昇給実施	増額	減額	変化なし		
係 員		87.0 (86.2)	84.8 (84.0)	24.2 (27.0)	7.7 (5.3)	52.9 (51.7)	2.2 (2.2)	13.0 (13.8)
課 長 級		80.7 (79.6)	78.4 (77.2)	22.0 (24.7)	7.5 (4.8)	48.9 (47.7)	2.3 (2.4)	19.3 (20.4)

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。